

令和4年度 商品中古自動車に係る自動車税(種別割)の減免について

中古自動車販売業者が所有する「商品中古自動車」には、申請により自動車税(種別割)が減免になる制度があります。

1.商品中古自動車とは?(減免の対象となる自動車)

減免の対象となる「商品中古自動車」とは、下記の(1)(2)のいずれの要件も満たすことについて、日本自動車査定協会により証明された自動車です。

- (1) 中古自動車販売業者が、令和4年4月1日現在で商品として所有※₁し、かつ、展示している(修理等のために展示できないものはこの限りでない)こと。
※₁4月1日現在所有とは、実際には3月31日までに名義変更が終了しているものとなりますので、4月1日に名義変更した車両は減免申請の対象に含まれません。
- (2) 令和4年4月1日現在で所有者名、使用者名がともに減免申請者と“同一名義”で登録されている自動車であること。

【減免の対象から除外される車両(令和4年度・茨城県税務課より)】

次の自動車は、“商品として所有しているとはみなせない”ため、減免の対象となりません。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| ① 新規登録車(新車・中古車とも) | 自社(自己)のために所有しているとみなします。 |
| ② 試乗車・社用車・代車用車両など | 自社(自己)のために所有しているとみなします。 |
| ③ レンタカー車 | レンタカー事業のために所有しているとみなします。 |
| ④ 軽自動車 | 自動車税(種別割)の課税対象ではありません。 |
| ⑤ 他県登録車 | 定置場の所在する都道府県へお尋ね下さい。 |

※疑義がある場合には、県税事務所が調査することがあります。

2.減免を受けることができる「中古自動車販売業者」

下記の(1)～(3)のすべての条件を満たす中古自動車販売業者(減免申請者)が対象です。

- (1) 令和4年4月1日現在で、減免申請者が古物商許可証を所持していること。
- (2) 減免申請者名義のすべての車両(減免を申請する車両以外の車両を含む)について、令和3年度までの自動車税(延滞金も含む)の滞納がないこと、かつ、令和4年度の自動車税(種別割)を納期限内に納付していること。
- (3) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられたり、地方税法の規定により通告処分を受けた方は、それらの刑の執行が終わり若しくは執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。また、地方税の滞納処分を受けた方は、当該滞納処分の日から2年を経過していること。

<注意> 納期限内に納付がされていない自動車が1台でもあった場合には、全ての減免申請自動車について減免が受けられませんので、ご注意ください。※令和4年の4、5月に廃車した自動車を含む

3.減免額

自動車税(種別割)年税額の12分の3(3ヶ月分)に相当する額

※4月中に抹消された車は12分の1(1ヶ月分)、5月中に抹消された自動車は12分の2(2ヶ月分)に相当する額です。

1.商品中古自動車証明申請手続き

- 【申請先】 (一財)日本自動車査定協会 茨城県支所(茨城県自動車登録センター・2階)
水戸市吉沢町1004-1
☎029-247-3633 ご不明な点は、お電話にてお問い合わせ下さい。
- 【申請受付期間】 **令和4年4月1日(金)～4月28日(木)**※第1・2土曜日、日曜日、祝日は除く
(送付受付は4月22日(金)まで)
- 【申請受付時間】 ●平 日:午前9時～午後4時(12:00～13:00は除く)
●土曜日:午前9時～午前11時
- 【必要書類】 1. **商品中古自動車証明申請書(3枚複写)** ⇒申請用紙は協会にございます。
1枚目:商品中古自動車証明申請書、2枚目:税務事務所提出用＝商品中古自動車証明書、
3枚目:中古自動車販売店の控 ※切り離さずにご提出下さい。
2. 古物商許可証の写し
3. 主たる営業所等の届出に関する自認書 ※査定協会で作成した様式のもの
※法改正(平成30年10月24日以降)後、初めて商品中古自動車の減免申請を行う販売業者はご提出下さい。
4. 当該自動車の自動車検査証の写し
※写しがない場合は**自動車登録事項等証明書(詳細登録証明書)**が必要になります。
- 【証明申請手数料】 申請車両 **1台につき:550円(消費税込)**
※申請手数料受領後は**証明申請手数料の返金は致しません。**

<作成上の注意>

申請書は、**申請車両の課税地**(車検証では使用の本拠の位置)を管轄する**県税事務所**ごとに作成し提出して下さい。尚、県税事務所違い等の誤記入があった場合は訂正して頂きます。

但し、課税地を1箇所に指定されている中古自動車販売業者は管轄する県税事務所ごとに分ける必要はありません。(一括納付制度等を利用している場合受付時に必ずお申し出下さい。)

2. 商品中古自動車証明書の交付について

書類審査にて商品中古自動車であることが確認された自動車の証明書を「**査定協会**」で交付します。減免の対象とならない車両については、申請書より削除致します。

尚、審査の結果、減免対象とならなかった自動車の証明申請手数料は返金致しません！！

交付期間 **令和4年5月16日(月)～5月31日(火)** ※休業日除く
(交付受付時間は申請受付時間と同様)

重要! 交付後は、速やかに減免申請の手続きを行って下さい！！

1. 減免申請の手続き

【減免の申請先】 **減免対象自動車の定置場を管轄する県税事務所**(下図参照)

※複数の減免対象自動車を所有している販売業者で、管轄県税事務所が異なる場合には、それぞれの県税事務所へ減免申請する必要があります。

但し、課税地を1箇所に指定されている中古自動車販売業者を除く。

【減免の申請期限】 **自動車税(種別割)の納期限:令和4年5月31日(火)まで**

【提出書類】

- I. 自動車税(種別割)減免申請書
- II. 商品中古自動車に係る自動車税(種別割)の減免申請明細書
- III. 古物商許可証の写し
- IV. 『主たる営業所等届出書を提出したことがわかる書類』又は『自認書』
※査定協会の様式とは別のもの

※法改正後、初めて商品中古自動車の減免申請を行う販売業者のみ提出が必要です。

V. 商品中古自動車証明書(商品中古自動車証明申請書の2枚目)

⇒査定協会ですべて事前に交付を受けたもの

- I、IIの書類については、“茨城県のホームページ” “県税のホームページ”よりダウンロードかFAX等でお取り寄せ下さい。
- Vの書類については、管轄する県税事務所にお問い合わせ下さい。



2. 申請先・お問い合わせ先(当該課税地における管轄県税事務所)

県税事務所名 受付時間8:30-17:15	電話番号	所在地	管轄区域
水戸県税事務所	029-221-6605	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1(水戸合同庁舎1階)	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
常陸太田県税事務所	0294-80-3314	〒313-8666 常陸太田市山下町4119(常陸太田合同庁舎1階)	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
行方県税事務所	0299-72-0482	〒311-3893 行方市麻生1700-6(行方合同庁舎1階)	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
土浦県税事務所	029-822-7205	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26(土浦合同庁舎分庁舎1階)	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西県税事務所	0296-24-9190	〒308-8511 筑西市二木成615(筑西合同庁舎1階)	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

3. 現地調査の実施について

申請車両の有無や展示状況等の調査にお伺いする場合がございますのでご協力をお願いします。

※商品中古自動車であることが確認できなかった場合、申請書より削除することがあります。

調査時にすでに売却済や展示場がない等の場合は、商品車の確認ができる帳簿類(古物台帳、仕入台帳・売上台帳、在庫表等)の提示をお願いする場合があります。

また、4月1日以降抹消したものについては抹消登録証明書の提示をお願い致します。

商品中古自動車に係る自動車税(種別割)の証明申請及び減免申請手続きの流れ

～査定協会での手続き～

① 査定協会に「証明申請」を行います。

受付期間:令和4年4月1日(金)～4月28日(木)
(郵送受付は4月22日(金)まで)

※第1・2土曜日、日曜日、祝日は除く

《必要書類》

1
商品中古自動車
証明申請書

2
古物商許可証
の写し
(3自認書)

4
自動車検査証
の写し

② 査定協会

で『商品中古自動車証明書』の交付を受けます。

交付期間:

令和4年5月16日(月)～5月31日(火)

※休業日除く

V
商品中古自動車
証明書

※商品中古自動車証明申請書の2枚目



①の拡大地図



～管轄県税事務所での手続き～

重要!

申請期限:自動車税(種別割)の納期限
⇒令和4年5月31日(火)まで

減免申請を受ける為の要件を満たしていることを確認の上、
必要書類を管轄する県税事務所に提出して下さい。

《必要書類》

I
自動車税(種別割)
減免申請書

II
減免申請
明細書

III
古物商許可証
の写し
(IV自認書)

V
商品中古自動車
証明書

期限直前は窓口が大変混雑いたします。お早目の申請をお勧めいたします。

令和4年度

商品中古自動車に係る自動車税(種別割)の減免について

～チェックリスト及び記入要領～

目次

商品中古自動車に係る自動車税(種別割)の証明申請及び減免申請チェックリスト.....	1
商品中古自動車証明申請要領【記入の仕方】.....	2
減免申請書の記入例	3

商品中古自動車に係る自動車税(種別割)の証明申請及び減免申請チェックリスト

※申請先、申請期限等、お問い合わせ先がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

申請先/お問い合わせ先	番号	チェック項目 (要件、必要書類、申請期限 等)	チェック
査定協会	1	証明申請書(3枚複写)を作成しましたか? ※切り離さずにご提出下さい。	
	2	申請要領を確認の上、正しく記入していますか? ●令和4年4月1日現在(令和4年3月31日時点)で所有者名、使用者名が減免申請者と同一名義ですか? ●誤記入・記入漏れ等はありませんか? ●重複している車両はありませんか? ●証明申請書は、申請車両の課税地を管轄する県税事務所ごとに作成していますか? (但し、課税地を1箇所に指定されている事業者様を除く)	
	3	★申請する車両は『商品中古自動車』ですか?	
		申請書に下記の除外される車両(=商品車の定義から外れる車両)は含まれていませんか? ●新規登録車(新車・中古車とも) ●試乗車・社用車・代用車等 ●レンタカー車 ●軽自動車 ●他県登録車 <注意>一旦受領した証明申請手数料は返金致しません。 (審査の結果、減免の対象とならなかった自動車も同様です。)	
	4	申請される車両の自動車検査証の写し(申請書の番号順に揃えて)をご用意されましたか? ※写しがない場合は自動車登録事項等証明書(詳細登録証明書)が必要になります。	
	5	古物許可証の写しをご用意されましたか? ※主たる営業所等の届け出を行っているか? (古物商の許可が失効していないか)	
6	証明申請手数料: 1台あたり550円(税込)×申請台数分 をご用意頂いていますか? ※郵送手続きの場合は別途費用がかかります		
管轄する 県税事務所	7	☆自動車税(種別割)の納期限は確認しましたか? ☆申請期限<自動車税(種別割)の納期限:令和4年5月31日>までに申請書類を提出できますか?	
	8	★減免を受ける為の要件を満たしていますか? ●納期限までにすべての車両(減免を申請する車両以外の車両を含む)の自動車税(種別割)を納付しましたか? ●申請車両は商品として取得した自動車で、商品として所有し、且つ展示されているものですか?	
	9	商品中古自動車証明書(査定協会から交付されたもの)と古物商許可証写しをご用意されましたか?	
	10	自動車税(種別割)減免申請書と減免申請明細書の作成及びご用意はされましたか?	
	11	減免申請車両と査定協会が証明した車両が一致していますか?	

ご不明な点は
管轄する県税事務所
にお問い合わせ下さい。

減免申請書の記入例

様式第110号の2

自動車税（種別割）減免申請書（障害者に係るもの以外のもの）														
茨城県		県税事務所長 殿		※1 発信年 月 日										
		年 月 日 提出		通信日付印					確認者					
登録番号	別紙明細書のとおり													
申請者 (納税義務者)	住所	水戸市笠原町978-6												
	氏名	県庁自動車販売(株)												
	個人番号又は法人番号※2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
所有者 又は使用者 ※3	住所													
	氏名													
減免を申請する年度及び納税通知書番号		年度	納税通知書 番 号							第	号			
自家用又は事業用の別		自家用					事業用							
減免を受けようとする理由		商品中古車のため												
摘要														

※1 欄は、記載しないこと。

※2 欄は、定期課税に係る自動車税(種別割)の減免申請をする場合にのみ記載すること。また、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

※3 欄は、所有者又は使用者が納税義務者と異なる場合に記載すること。

注 1 災害減免申請

(1) 申請期限 災害を受けた日の属する月の末日から2月以内

(2) 添付書類等

(ア) 市町村長又は警察署長等の公の機関の発行した災害を受けたことを証明する書類

(イ) 災害を受けた自動車について、修繕のために支出した金額の明細及び災害を受けたことにより保険金、賠償金等によって補てんされる金額を証する書類

(ウ) 共有している自動車については、摘要欄に共有者について記載すること。

2 社会福祉法人の減免申請

(1) 申請期限 普通徴収によるものにあつては納期限、証紙徴収によるものにあつては登録申請の日から30日以内

(2) 添付書類 (ア) 当該法人の登記事項証明書 (イ) 当該法人の設立許可書の写し

(ウ) 当該法人の定款の写し

(エ) 当該自動車の運行実績を証する書類の写し又は今後の運行予定表の写し

(オ) 自動車検査証の写し(証紙徴収の場合に限る。)

減免申請を登録申請の日の翌日以降に行う方へ

この場合、自動車の登録日に自動車税(種別割)を納付していただき、減免決定後、還付いたしますのでご注意ください。還付金の口座払いを希望する場合は、以下に納税義務者ご本人の預金口座を記入のうえ、減免申請を行ってください。

抹消等の自動車税(種別割)還付金も口座振込となります。

税務	銀行(金庫・組合)	県庁支	店・所	預金種別
			(フリガナ)	(1 普通)・2 当座)
口座番号	1234567	口座名義人	県庁自動車販売(株)	